

秋選管告示第六十五号

秋田県選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
令和二年十一月二十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹 田 勝 美

秋田県選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部を改正する規程  
秋田県選挙管理委員会委員長専決処分規程（昭和二十八年秋選管告示第五十五号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（委員長の専決処分事項）</p> <p>第二条 委員会の権限に属する事件中委員長が専決処分できるものは次のとおりとする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 郡市の区域の設定又は廃止があつた場合に、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号。以下「令」という。）<u>第五</u>条の規定により、関係選挙区の配当議員をくじで定めること。</p> <p>五 十二 略</p> <p>十三 法第<u>百三十</u>条第二項の規定による選挙事務所の設置及び異動の届出を受理すること。</p> <p>十四 十六 略</p> <p>十七から二十まで 削除</p> <p>二十一 法第<u>百六十九</u>条第六項及び秋田県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十号。以下「条例」という。）<u>第四</u>条第二項の規定により、選挙公報に公職の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載する場合に、その掲載の順序をくじで定めること。</p> <p>二十二 三十二 略</p> <p>三十三 法第<u>十五</u>章の規定により、選挙又は当選の効力について</p>	<p>（委員長の専決処分事項）</p> <p>第二条 委員会の権限に属する事件中委員長が専決処分できるものは次のとおりとする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 郡市の区域の設定又は廃止があつた場合に、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号。以下「令」という。）<u>第六</u>条の規定により、関係選挙区の配当議員をくじで定めること。</p> <p>五 十二 略</p> <p>十三 法第<u>百十三</u>条第二項の規定による選挙事務所の設置及び異動の届出を受理すること。</p> <p>十四 十六 略</p> <p>十七から二十まで 削除</p> <p>二十一 法第<u>百六十九</u>条第五項及び秋田県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十号。以下「条例」という。）<u>第四</u>条第二項の規定により、選挙公報に公職の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載する場合に、その掲載の順序をくじで定めること。</p> <p>二十二 三十二 略</p> <p>三十三 法第<u>十五</u>条の規定により、選挙又は当選の効力について</p>

訴訟を提起し、又提起された場合、口頭弁論のため準備書面を提出すること。

三十三の二～三十六の三 略

三十七から四十一まで 削除

四十二 略

訴訟を提起し、又提起された場合、口頭弁論のため準備書面を提出すること。

三十三の二～三十六の三 略

三十七 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十九条

第二項の規定により、選挙人名簿確定の日において記載された者の総数の三分の一の数を決定すること。

三十八 漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第十条第二

項及び第三項の規定により、委員の解職請求における解職請求代表者の選挙権を確認し、及び代表者証明書を交付すること。

三十九 土地改良法施行令(昭和二十四年政令第二百九十五号)

第五条の規定により、土地改良区の総代の選挙を管理する市町村選挙管理委員会を指定すること。

四十 土地改良法施行令第三十二条第二項の規定により、土地改良

区の総代の選挙に関する経費の見積書を提出すること。

四十一 土地改良法施行令第四十七条の規定により、土地改良区の定款中総代の選挙に関する規定について意見を述べること。

四十二 略

附 則

この規程は、令和二年十二月一日から施行する。